

行 動 計 画

当社では全従業員の仕事と生活の調和を応援するために、安心して仕事に取り組み、能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組む。

1.計画期間 2019年4月1日から2021年3月31日までの2年間

2.内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標 1 :

育児休業から復帰した従業員全員が働きやすい制度を積極運用する。

仕事と子育ての両立を図るため、安心して職場に復帰できる環境づくりと、復帰後も子育てをしながら仕事ができる制度を促進します。

(対策)

2019年4月以降 :

- ・小学校3年生まで短時間勤務、小学校6年生まで子の看護休暇が利用(時間単位取得・有給扱い)など法律を上回る制度づくりを行ってきており、当該休暇の更なる社内広報、運用を推進する。
- ・子の看護休暇は時間単位での取得を可能となったので、更に社内広報、運用を推進する。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 2 :

健康経営促進も兼ね、労働時間の短縮、休暇取得(有給休暇・リフレッシュ休暇)を更に推進する。

仕事時間と生活時間のバランスを取り、仕事・生活が両立した働き方の実現を目指します。

(対策)

2019年4月以降 :

- ・労働時間短縮については、毎月の部門長会議にて過重労働者予備群を共有し、事前に防止する。やむを得ず長時間労働を行った場合には、産業医の保健面談を徹底し、健康維持を図る。
- ・部門長は、毎月1日以上の有給休暇を取得する。
- ・休暇取得促進は、予め休暇取得計画を立て、取得推進・進捗管理を行う。

目標 3 :

在宅勤務・テレワークなど、場所にとらわれない働き方の促進

在宅勤務制度やフレックス勤務制度を必要に応じて、制度を利用したい従業員が、いつでも利用できる環境を整備していく。

個々のライフスタイルに応じて、勤務先・勤務時間など、従来と比べて、より柔軟に働くことができる環境を整えます。

(対策)

2019年4月以降 :

- ・多くの従業員が在宅勤務制度を利用できるよう、制度の改善・検討をしていく。
- ・遠距離通勤者の実態調査を行い、フレックス勤務やテレワーク勤務により通勤負担軽減を図る。
- ・年毎に施策を振り返り、翌年さらに推進する施策を検討・実施する。

以上